


22琴情答申第 1 号  
平成22年11月18日

琴平町長  
小野正人様

琴平町情報公開審査会  
会長 山崎 壮太郎



## 答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当委員会は審議の結果、次のとおり答申する。

### 諮 問

実施機関 琴平町総務課

諮問日 平成22年10月8日（22琴総発第235号）

事件名 不正借入事件に関する告訴状の控え、当該告訴に関する一切の起案文書の全部及び処分通知書の写しの非公開決定に関する件

### 第1 審査会の結論

琴平町総務課が、「不正借入事件に関する告訴状の控え、当該告訴に関する一切の起案文書の全部及び処分通知書の写し」を非公開とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年8月25日付けで、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- 1 香川県農業協同組合からの8千万円の不正な一時借入金に関して平成21年

8月に告訴をした際の告訴状の控え又は写し及び当該告訴に関する一切の起案文書の全部

2 上記1記載の告訴に対する検察官作成の処分通知書写し

## 2 実施機関の決定

実施機関は本件請求に対し、平成22年9月6日付で非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は本件処分を不服として、平成22年9月17日付で行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 平成22年9月17日付の異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部公開をする必要がある。
- (2) 本件「決定通知書」記載の「公開しない理由」は、条例に規定する非公開事由に該当しない。刑事訴訟法第53条の2の規定は、国の情報公開法等の法律の適用除外を規定したものであり、条例の適用とは無関係である。更に、若し仮に刑事訴訟に関する書類や押収物が非公開情報に該当すると仮定しても、琴平町職員の作成した起案文書は、それに該当しないことは明らかである。
- (3) 本件「決定通知書」記載の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

## 第4 実施機関の説明の要旨

### 1 非公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件請求の対象となる行政文書は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第7条第1号に該当すると判断

されるため、本件処分を行ったというものである。

- (1) 刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件において作成又は取得された書類であると解されている。

本件請求対象の行政文書である告訴状、告訴に関する起案文書、処分通知書これらはすべて訴訟のため刑事訴訟法の規定により作成、取得した文書である。

告訴状は、刑事訴訟法第230条に基づき、被告事件において作成された書類であり、告訴に関連する起案文書には、告訴状の写しも含まれており、告訴状の内容、個人氏名が記載されていることから、告訴状と同様の取扱とした。

また、処分通知書においても、刑事訴訟法第260条に基づき、検察官が事件処理の結果を告訴人に通知した書類である。よって、本件請求対象の行政文書は、刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類に該当する。

- (2) 刑事訴訟法第53条の2において「訴訟に関する書類」を行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、以下「情報公開法」という。）の適用除外とした趣旨は、

ア 刑事司法手続きの一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること

イ 刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること

ウ これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであること

以上のことから、情報公開法の適用除外としたものである。

また、条例第7条第1号は、法令等の規定による非公開情報の要件について定めたものであり、それぞれの法令の規定との合理的な整合性を考慮し、判断しなければならない。

よって、刑事訴訟法第53条の2において、情報公開法を適用除外とした理由から、条例との合理的な整合性を考慮した結果、条例第7条第1号に該当し、本件処分とした。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件行政文書の内容

本件請求の行政文書は、平成21年4月に発覚した香川県農業協同組合からの不正借入事件に関するもので、町が平成21年8月21日に高松地方検察庁に有印公文書偽造の罪で告訴状を提出したものである。

該当する行政文書は、次のとおりである。

- (1) 「告訴状」の控え
- (2) 「告訴状の申告について」(平成21年8月11日付けで決裁済みとなった起案文書)、「告訴委任について」(平成21年8月14日付けで決裁済みとなった起案文書)
- (3) 当該告訴についての「処分通知書」の写し

### 2 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号において、「法令若しくは他の条例の規定に定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関若しくは他の地方公共団体の指示により、公にすることができないと認められる情報」は非公開情報とされ、刑事訴訟法第53条の2では、「訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定は、適用しない。」と定められている。

- (1) 本件行政文書が、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当するか検討する。「訴訟に関する書類」は、被疑事件や被告事件に関して作成され、又は取得された書類をいい、裁判官又は裁判所の保管する書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士、その他の一般第三者の保管している書類も含むと解されている。

この解釈から判断すれば、本件行政文書である告訴状の控えは、刑事訴訟法第230条の規定に基づき、告訴する際に実施機関により作成された行政文書であり、当該告訴に関連する起案文書には、告訴状の写しも含まれており、告訴状の内容、個人氏名が記載されているものであることから、刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類に該当する。

なお、以上の点につき、当審査会は、既に平成22年1月6日付21琴情答申第1号において、本件と同様の判断をしている。

また、処分通知書においても、検察官が、告訴、告発又は請求のあった事件について、公訴を提起し、又は事件につき公訴を提起しない処分(以下「不起訴処分」という。)をしたときに、刑事訴訟法第260条に基づき、その旨を告訴人又は請求人(以下「告訴人等」という。)に通知するための書類であり、本件請求対象の行政文書は、刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類に該当する。

- (2) 異議申立人は、「訴訟に関する書類及び押収物」については「情報公開法」の規

定を適用しない旨を規定したもので条例とは無関係であると主張するが、情報公開法第26条には、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされ、地方公共団体の条例についても情報公開法にのっとり策定されていること、また、刑事訴訟法第53条の2において情報公開法が適用除外とされた趣旨（第4-1-(2)記載）と条例との合理的な整合性を考慮すると条例第7条第1号に該当するものと判断する。

- 3 第3の2異議申立ての理由のうち、(3)について  
条例の解釈、運用に関するものでないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成22年10月26日 諮問（21琴総発第160号）の受理
- ② 同年11月 5日 審議

